

不動産鑑定業者選定指針の制定について

平成21年12月7日用地第516号
用地課長通知

県が推進している公共調達改革の取り組みに対応するため、不動産鑑定業者の選定についても透明性を高める必要があります。

このため、土地鑑定評価依頼事務要領に基づく土地等の鑑定評価を依頼するにあたっての指針を、別紙のとおり定めました。

今後はこの指針に留意して、不動産鑑定業者を選定するようお願いします。

(別紙)

不動産鑑定業者選定指針

- 一 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 二 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- 三 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- 四 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)の設計・調査・測量業務に登載されている者であること。
- 五 埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- 六 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項に規定する不動産鑑定業者登録簿に登録されている者であること。ただし、不動産の鑑定評価に関する法律第41条の規定に該当する期間中の者を除く。